

○ 金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）

改 正 案	現 行
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成二十七年十二月三十一日まで適用する。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成二十七年六月三十日まで適用する。